平成２９年（フ）第９７号
神奈川県足柄上郡大井町金子1910番地
破産者　泊　　忠宏
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２２号
神奈川県平塚市日向岡１丁目13番５号　テラス日向岡103号
破産者　松本　秀敏
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4648番地の４　グエル本厚木壱番館101
破産者　羽田　　清
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７１８号
埼玉県川口市元郷１丁目27番８－101号　日神パレステージ川口元郷
破産者　泥濘美紀子
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
さいたま市浦和区前地３丁目16番４号　アップル前地101号室
破産者　田村　佑介
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
さいたま市桜区大字上大久保904番地10　Ａ－509
破産者　吉田　　雄
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
京都府京丹後市網野町網野2800番地の７、開始決定時の住所京都府京丹後市網野町網野2894番地の38
破産者　田茂井重勝
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第２８１号
札幌市豊平区平岸３条14丁目１番16号　メゾンエポックＳＫ－402号
破産者　三枝　広司
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５号
宮城県東松島市小松字上砂利田90番地２
破産者　制野たきこ
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
茨城県水戸市下国井町1705番地
破産者　石川　道雄
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６４号
茨城県笠間市来栖2628番地１　県営笠間アパート１－302
破産者　安見　佳子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６１７号
埼玉県狭山市柏原117番地の９　コーポタナカ205、前住所栃木県足利市上渋垂町494番地５
破産者　坂本加代子（旧姓田代）
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６号
埼玉県入間郡毛呂山町大字川角102番地32
破産者　波岡　　拓
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１号
埼玉県熊谷市曙町２丁目80番地１　バルパレーアトリエⅡ401号
破産者　脇田　圭二
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４４号
栃木県佐野市茂呂山町14番地１　ハイムエレガントＥ201
破産者　小城　隆宏
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８３号
神奈川県大和市深見3870番地　ハイムハピネス101
破産者　鷲尾　敬一
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３８号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地３－２－203
破産者　君和田広幸
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８８号
横浜市磯子区中原１丁目４番２－306号
破産者　原口　政男
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部